

奈良県訓令第七号

各部課室

各出先機関

奈良県職員安全衛生管理規程（昭和六十二年十二月奈良県訓令第三号）の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第六条第一項中「三名」を「四名」に改め、同条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 健康管理を担当する総務部理事の職にある者

第十三条第二項中「十四人」を「十六人」に改める。